

長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）の検討状況

1 長野県社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会の開催

回	月日	検討事項
第1回	6月13日	(1) 県条例に望むこと (2) 障がい者の範囲 (3) 障がい者差別（不当な差別的取扱い）の定義 (4) 合理的配慮の定義 (5) 基本理念として盛り込むべき内容
第2回	7月22日	(1) 障がい者差別の対象範囲 (2) 障がい者差別の付帯条件 (3) 県民・事業者の役割（責務）
第3回	8月30日	(1) 障がい当事者からの意見聴取、意見交換 (2) 共生社会実現のための施策（学校教育・社会教育） (3) 障がい者差別の禁止を担保する仕組み
第4回	9月17日	(1) 県の責務 (2) 市町村の役割、市町村との連携 (3) 共生社会実現のための施策
第5回	10月28日	(1) 共生社会実現のための施策 (2) 条例の目的、前文に盛り込む事項 (3) 主な論点の再整理
第6回	11月21日	検討報告書（案）に基づき議論
第7回	12月24日	(1) 検討報告書（案）前回修正案 (2) 不当な差別的取扱いの判断基準について
第8回	1月16日	検討報告書（案）最終案

2 当事者団体及び事業者団体等からの意見聴取

（14団体・事業者から意見を聴取）

意見聴取団体等

長野県視覚障害者福祉協会、長野県聴覚障害者協会、長野県肢体不自由児者父母の会連合会、ながの盲ろう者りんごの会、長野県身体障害者施設協議会、長野失語症友の会、長野県知的障がい福祉協会、ポプラの会・長野県ピアサポートネットワーク、長野市障害ふくしネットけんり部会、上小圏域障がい者総合支援センター、長野県信鈴会、信州難聴者協会、長野県旅館ホテル組合会、マックスバリュ長野（株）
（順不同）

3 県政モニターアンケート（令和元年度第1回県政モニターアンケート調査）

障がい者差別や共生社会に関するアンケート調査を実施

- (1) 調査対象者 県政モニター 1,256人（回収数：1,006人）
- (2) 調査方法 郵送又はインターネット
- (3) 調査期間 令和元年5月24日～令和元年6月10日

4 政策対話の実施

多様な県民ニーズに対応するため、県が取り組む政策の課題や方向性について県民と県職員等が対話を行い、県民意見を今後の政策に活かす「政策対話」において、「共生社会づくり」をテーマとして実施しました。

- (1) 日時 令和元年9月1日（日）13時30分～16時25分
- (2) 場所 県立長野図書館3階 信州・学び創造ラボ
- (3) テーマ 「共生社会づくりについて」
- (4) 参加者 23名

5 県民からの意見募集

7月8日から10月31日まで県のホームページで「障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会づくりに関する意見」を募集し、98件の意見・要望がありました。

また、11月29日から12月27日まで県のホームページ等により「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）条例骨格案検討報告書（案）」について意見募集を行い、64件の意見が寄せられました。

6 県民との意見交換会

「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）条例骨格案検討報告書（案）」について、広く県民の意見を聴き報告書に反映させるため、県内2か所において意見交換会を実施しました。

- (1) 松本会場 令和元年12月14日（土） 松本市松南地区公民館、15名参加
- (2) 長野会場 令和元年12月15日（日） 県立長野図書館、28名参加

7 その他

- ・ 県内4地区障がい福祉団体地域連絡会にて報告・意見交換（11/6、12、14、15）
- ・ 長野県自立支援協議会にて報告・意見交換（11/12）
- ・ 長野県障がい者施策推進協議会にて報告・意見交換（8/7）
- ・ 情報保障・コミュニケーション支援研究会にて報告・意見交換（12/23）

長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）検討報告書（案）の概要

総論	目的	「全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し、多様な在り方を相互に認め、支え合い、活かしあう共生社会」の実現											
	基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本的人権を享有する個人としての尊厳の尊重 2 自らの意思によりあらゆる分野の活動に参加する機会の確保 3 生活について自らの意思による選択の機会の確保 4 意思疎通手段等の選択の機会の確保、拡大 5 幼少期からの学びや活動を通じて理解を深めること 6 障がいのある女性、子ども、高齢者への配慮 7 県外から訪れる障がい者への配慮 											
	定義	障がい者の範囲、不当な差別的取扱い、合理的配慮、社会的障壁、社会モデル、意思決定支援について規定を設ける											
差別解消	不当な差別的取扱い	禁止される主体を「何人」に拡大（障害者差別解消法では行政機関等と事業者）											
	合理的配慮	事業者の提供義務については、義務化と努力義務の両論併記（障害者差別解消法では努力義務）											
	当事者間の対話の促進	障がい者は、必要とする配慮を可能な範囲で周囲に伝えること、事業者等は、対話を行ってもなお、障がい者が望む対応ができない場合に、その理由を伝え、理解を得るように努めること を規定											
責務役割	県の責務	総合的な施策の推進、県民・事業者への啓発・支援 障がい者意見の施策への反映、財政上の措置											
	県民・事業者の役割	障がい者への理解、支援を必要とする者への適切な配慮や支援 自治体の施策への協力											
	差別解消のための事項	合理的配慮に対する環境整備（事前的改善措置） 障がい者差別事案の分析、公表											
共生社会実現のための施策	<p>県が取り組むべき施策として以下の 11 分野を記載</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①福祉及び医療</td> <td style="width: 50%;">⑦障がい者スポーツ</td> </tr> <tr> <td>②教育</td> <td>⑧文化芸術活動</td> </tr> <tr> <td>③就労支援</td> <td>⑨選挙</td> </tr> <tr> <td>④防災、減災・災害対応</td> <td>⑩虐待、権利擁護</td> </tr> <tr> <td>⑤情報保障・情報バリアフリー</td> <td>⑪人材育成、資質向上</td> </tr> <tr> <td>⑥住環境</td> <td></td> </tr> </table>	①福祉及び医療	⑦障がい者スポーツ	②教育	⑧文化芸術活動	③就労支援	⑨選挙	④防災、減災・災害対応	⑩虐待、権利擁護	⑤情報保障・情報バリアフリー	⑪人材育成、資質向上	⑥住環境	
①福祉及び医療	⑦障がい者スポーツ												
②教育	⑧文化芸術活動												
③就労支援	⑨選挙												
④防災、減災・災害対応	⑩虐待、権利擁護												
⑤情報保障・情報バリアフリー	⑪人材育成、資質向上												
⑥住環境													
差別の禁止を担保する仕組み	<p>紛争解決に向けた仕組みとして 相談→あっせん→勧告→公表 といった先行する他自治体と同様の仕組みを規定</p>												